

## 東大阪市空家等対策計画(案)に対するパブリックコメント募集結果について

東大阪市空家等対策計画(案)について、貴重なご意見を賜り、厚くお礼申し上げます。  
いただいたご意見に対する本市の考え方について、以下の通り公表いたします。

### 記

- 1.募集期間:令和6年2月1日(木曜日)～令和6年2月29日(木曜日)
- 2.募集方法:郵送、ファックス、電子メール
- 3.提出意見: 1名から1件

No.	意見の概要	本市の考え方
1	<p>趣旨は違いますが、これも空家対策の一環のひとつとして読んでいただけたらありがたいです。</p> <p>個人で空家を購入してDIYをして賃貸経営をしています。大家が変わったり、不動産会社が変わり、賃貸契約をする人(住人)の騒音トラブル・マナーの無さ、大家さん・不動産会社に(大家さんには遠方の為手紙を、不動産会社は口頭で)言っても無視され、体調を崩すことになりました。空家を有効活用するのはとっても良いことだと思いますが、大手ではなく、ほそぼそとしている不動産会社、利益の為対処をおこたる大家に憤りを感じています。こういうブラック会社(と私は思っております)の事も考えてください。</p>	<p>本市においては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、屋根材の落下や草木の繁茂など、管理不全な空き家が原因で近隣住民等に悪影響を与えている場合、当該空き家の所有者を調査し、適正に管理していただくよう助言・指導等を行っております。</p> <p>しかしながら、居住中・使用中の建物においては、当該法の適用外となってしまう、民事間のトラブルについては市は介入出来かねます。大変お困りかとは存じますが、もしトラブルになった場合は、弁護士等の専門家へご相談していただくことをお勧めいたします。なお、その際は市で行っている弁護士の無料相談等の制度もご活用いただければ幸いです。貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p>